

平成 26 年 11 月 25 日 開会
平成 26 年 11 月 25 日 閉会
(臨時第 9 回)

大山町議会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 153 号

平成 26 年第 9 回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成 26 年 11 月 21 日

大山町長 森田 増範

- 1 日 時 平成 26 年 11 月 25 日（火） 午前 9 時 30 分
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 1) 議案第 123 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号））
- 2) 議案第 124 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 3) 議案第 125 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 4) 議案第 126 号 平成 26 年度大山町一般会計補正予算（第 6 号）
- 5) 議案第 127 号 平成 26 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 6) 議案第 128 号 平成 26 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 7) 議案第 129 号 平成 26 年度大山町一般会計補正予算（第 7 号）

○開会日に応招した議員

加 藤 紀 之	大 原 広 巳
大 杖 正 彦	圓 岡 伸 夫
遠 藤 幸 子	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美 智 恵
岩 井 美 保 子	岡 田 聰
西 山 富 三 郎	野 口 俊 明

○応招しなかった議員

なし

第 9 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 26 年 11 月 25 日（火曜日）

議 事 日 程

平成 26 年 11 月 25 日 午前 9 時 30 分 開会

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 123 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 26 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号））

日程第 4 議案第 124 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 125 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい
て

日程第 6 議案第 126 号 平成 26 年度大山町一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 7 議案第 127 号 平成 26 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
（第 2 号）

日程第 8 議案第 128 号 平成 26 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 議案第 129 号 平成 26 年度大山町一般会計補正予算（第 7 号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16 名）

1 番 加 藤 紀 之	2 番 大 原 広 巳
3 番 大 杖 正 彦	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 圓 岡 伸 夫	6 番 米 本 隆 記
7 番 大 森 正 治	8 番 杉 谷 洋 一
9 番 野 口 昌 作	10 番 近 藤 大 介
11 番 西 尾 寿 博	12 番 吉 原 美 智 恵
13 番 岩 井 美 保 子	14 番 岡 田 聰
15 番 西 山 富 三 郎	16 番 野 口 俊 明

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小 谷 正 寿 書記 …………… 提 嶋 護 大

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森 田 増 範
副町長 …………… 小 西 正 記
総務課長 …………… 酒 嶋 宏 水道課長 …………… 白 石 貴 和

午前 9 時 32 分 開会

○局長(小谷 正寿) 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会・開議・議事日程

○議長(野口 俊明君) おはようございます。ただいまの出席議員は、16 人です。
定足数に達していますので、平成 26 年第 9 回大山町議会臨時会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長(野口 俊明君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって 1 番 加藤紀之君、
2 番 大原広巳君を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長(野口 俊明君) 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。
本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思えます。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

日程第 3 議案第 123 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 3、議案第 123 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号））を議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） おはようございます。ご上程いただきました、議案第 123 号専決処分の承認を求めることにつきまして、平成 26 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、中山地区水源地の水中ポンプが故障したことにより緊急に取替しなければならなくなったために、収益的支出及び資本的支出の増額調整が生じたことに伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 26 年 11 月 7 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告をし承認を求めるものでございます。

この補正予算第 1 号は、既定の収益的支出の予算の総額から 143 万 5,000 円、資本的支出予算の総額から 691 万 2,000 円を増額をし、収益的支出予算の総額を 3 億 423 万 2,000 円、資本的支出の総額を 1 億 3,452 万 3,000 円とするものでございます。

補正の内容につきまして、収益的支出からご説明を申し上げます。

第 1 款水道事業費用第 1 項営業費用 143 万 5,000 円増額は、水源地ポンプ故障による修繕費、固定資産除去費の増によるものでございます。

次に資本的支出につきまして、ご説明を申し上げます。

第 1 款資本的支出第 1 項建設改良費 691 万 2,000 円増額は、水源地ポンプ故障による固定資産取替によるものであります。

これで、議案第 123 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 今回の専決は非常にいいものだというふうには思いますが、ただこの間いただいた県の議長会がまとめられた町村議会実態調査表によると、大山町いつも問題になりますけども、大山町の専決というのはこれによりますと 11 回、他の自治体では、少ないところは 1 回しかない、というふうなことがまとめられております。そういった中で次年度に向けて、専決をせずに済むようにあらかじめ例えば過去 3 年度の平均ぐらいの使われた予算をあらかじめ見ておかれてはどうかと思っておりますけども、そのあたり執行部のお考え、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

（15 番 西山 富三郎議員 退場）

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

- 町長（森田 増範君） 123号の案件に関してかなと思います、答えれる範囲内で担当の方から答えさせていただきます。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。
- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 専決をしないようにということですが、方法としましては、1つは修繕料を事前に増やしておくか、予備費を増やしておくかということになると思いますけども、全体にそういうことをしますとかなりの予算額が増加することになりますので、今のところはその都度対応するというところで考えております。予備費を増やすということになりますと、財源的なものもかなり対応しないといけないということがありますので、ご理解いただけたらと考えております。
- 議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑はありませんか。
- 議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。
- 議長（野口 俊明君） 9番 野口昌作君。
- 議員（9番 野口 昌作君） この補正で、専決が取ってありますけども、専決は結局7日の日でこれ専決処分がしてあるわけですが、今日は25日でございますけども、18日ほど経っているようでございます。今日もこのように議会が招集されているわけですが、いわゆる議会を開くいとまがなかったということが本当にあるのかどうか、議会を開くいとまはあっておるはずなんですよね。それを本当に専決という考え方を安易に考えておられるというぐあいには思ったりするのですが、執行部のほうがね、この点についてちょっとお伺いしたいです。本当にいとまがない、修繕費が、予備費がなかったかどうか私もよく調べておりませんが、予備費があったら予備費ですぐ充当できるわけですけど、予備費も無いわ、修繕費だけはと、後の分のこういうポンプを新しく取り付けたいのでというようなことについては、今日の議会でも間に合うような案件でなかったらどうかというぐあいには思ったりするのですが、そのいとまがなかったということについて、お尋ねしたい。
- 水道課長（白石 貴和君） 議長、水道課長。
- 議長（野口 俊明君） 白石水道課長。
- 水道課長（白石 貴和君） 失礼いたします。野口議員さんからの質問でありますけども、この度であります、4日の日にポンプが故障し、4日の日の夕方には仮のポンプで水源地の復旧をしております。それで、4日の日に仮ポンプで復旧ということで、早く故障したのと同様のポンプでの復旧ということをめがけたということであります。ポンプを作るのに1か月半から2か月の時間が必要だということもありますし、ポンプの取り替え工事を発注しますのにも、工事の予算が必要でありますので、早めの専決というぐあいに対応させていただいたところでありまして、以上です。
- 議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります

これから、議案第 123 号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 123 号は、承認することに決定しました。

日程第 4 議案第 124 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 4、議案第 124 号 大山町特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 124 号、大山町特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

国におきましては、平成 26 年 8 月 7 日付けの人事院の勧告に鑑み、一般職の国家公
務員の俸給月額、通勤手当及び勤勉手当などの改定を実施をいたします。

それに伴い、国におきましては、特別職の国家公務員につきましても給与等の改正を
行うため、本町におきましても常勤の特別職の期末手当の支給率を改正するものであり
ます。

改正の内容は、第 1 条で本年 12 月に支給するものにつきまして、100 分の 155 を 100
分の 170 に改正をいたします。この改正により本年の支給月数は、2.95 月が 3.10 月と
なり 0.15 月の引き上げとなります。

また、第 2 条におきまして、平成 27 年 6 月に支給するものにつきまして、100 分の
140 を 100 分の 147.5 に、12 月に支給するものにつきましては、100 分の 170 を 100 分
の 162.5 に改正するものであります。

施行日につきましては、公布日といたしておりますが、第 2 条の規定は平成 27 年 4
月 1 日といたしているところであります。

以上で、議案第 124 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

(15 番 西山 富三郎議員 入場)

○議長(野口 俊明君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議員(4 番 圓岡 伸夫君) 議長、4 番。

○議長(野口 俊明君) 4 番、圓岡伸夫君。

○議員(4 番 圓岡 伸夫君) 改めてちょっと計算すればわかるんでしょうけども、この 1 条において具体的に言うと、改正前いくらが改正後いくらになるのか金額で教えてくださいませんか。

○町長(森田 増範君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) 担当よりお答えさせていただきます。

○総務課長(酒嶋 宏君) 議長、総務課長。

○議長(野口 俊明君) 酒嶋総務課長。

○総務課長(酒嶋 宏君) 大変申し訳ありませんが、ちょっと計算をしておりますので、後でお答えいたします。

○議長(野口 俊明君) 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 124 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第 124 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 125 号

○議長(野口 俊明君) 日程第 5、議案第 125 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長(森田 増範君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 125 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

先に議案第 124 号におきましてご説明を申し上げましたが、国におきましては人事院の勧告に鑑み、平成 26 年度の給与等について、一般職の国家公務員の俸給月額、通勤手当及び勤勉手当などの改定を実施いたします。

また、更に平成 27 年度 4 月には、民間給与の実情を適切に反映をし、更に官民の給与差を踏まえた高齢者層の給与水準を見直すため給料表の改正や諸手当の見直しを実施いたします。

本町におきましても人事院勧告及び国の状況を尊重し、職員の給与等の改正を行うものであります。

改正の内容であります、第 1 条では、平成 26 年度の給与等の改正を行うもので、初任給調整手当、通勤手当、勤勉手当、給料表の改定を行っております。

給料表につきましては、平均 0.3%の引きあげ、期末手当につきましては勤勉手当分を 0.15 月分引き上げるものであります。

これにより一般の職員の期末・勤勉手当は年間 3.95 月が 4.10 月となります。

第 2 条では、民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映すること、官民の給与差を踏まえた高齢者層の給与水準の見直し、実情に合わせた諸手当の見直しなどを行うため、給料表の見直し、地域手当の見直し、単身赴任手当の見直し、管理職特別勤務手当の見直し、勤勉手当の見直しを行うというものであります。給料表の見直しでは、若年層及び医師は据え置きとなりますが、その水準を平均で 2%引き下げ、高齢者層では最大 4%引き下げるものとなっています。また、5 級、6 級では勤務成績に応じた昇給機会を確保するため号給を増設いたしております。

なお、給料表の改定につきましては、激減緩和の措置として 3 年間の経過措置を行うことといたしております。

附則におきましては施行日、経過措置等について記載をいたしております。

施行日は、公布の日から施行といたしております。ただし、第 2 条並びに附則第 4 条から第 7 条までの規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行、第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用するものといたしているところでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（7 番 大森 正治君） 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 7 番、大森正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） 今の町長の説明で、国の人事院の勧告、それからそして、県の人事委員会の勧告を尊重するというふうな説明があったと思うんですけども、先ほ

どの会議の前の全員協議会の場で、その勧告が完全実施されているんですかということ
を質問した時に、総務課長のほうから説明があったわけですが、ちょっと私自身の理解
が弱いのか分かりにくい部分がありましたので、完全実施されていないというふうに言
われたんですけども、もうちょっと分かりやすく、実際に人事委員会の勧告はこうだっ
ただけども、本町としては実施としてはこういうふうな結果ですというふうに分かり
やすく説明していただきたいんですが、お願いします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当の方から述べさせていただきますが、最初の答弁の中で、
説明の中で、期については触れておりませんのでよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長 総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 完全実施ではないという部分ですけども、国の方は 27 年度
からの給料表を変えるにあたって、通常 4 号上がりますけども、1 号抑制して 3 号の昇
給ということにしております。基本、国の方では地域手当という手当を別途支給されま
すので、そういう原資にあたるというふうに理解しておりますので、うちの方では 3 号
ではなくて、通常の 4 号を昇給させるということで、国のほうの人勧とその部分が違っ
ております。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 125 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 125 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 126 号～日程第 8 議案第 128 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 6、議案第 126 号 平成 26 年度大山町一般会計補正予
算（第 6 号）から日程第 8 議案第 128 号 平成 26 年度大山町介護保険特別会計補正

予算（第3号）まで計3件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第126号、平成26年度大山町一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ774万7,000円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ102億4,284万6,000円とするものであります。

本補正予算は、人事院勧告に準じた職員の給料、各種手当の増による人件費と特別会計への繰出金の増によるためのものであり、歳入につきましては繰越金774万7,000円を充てております。

以上で、議案第126号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第127号 平成26年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ56万8,000円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ3億6,949万8,000円とするものであります。

はじめに、歳入からご説明申し上げます。

第30款繰入金を56万8,000円増額するものでございます。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第5款総務費56万8,000円の増額は、人事院勧告実施による職員の各種手当、共済組合負担金の増によるものであります。

以上で、議案第127号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第128号、平成26年度大山町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ59万9,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億5,503万5,000円とするものであります。

歳入から説明を申し上げます。

第30款繰入金を59万9,000円増額するものでございます。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第5款総務費30万5,000円の増額及び第15款地域支援事業費29万4,000円の増額は、人事院勧告実施による職員の給料、各種職員手当の増によるものあります。

以上で、議案第128号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから議案第126号 大山町一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 126 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 126 号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----
○議長（野口 俊明君） これから、議案第 127 号 平成 26 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 127 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 127 号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----
○議長（野口 俊明君） これから、議案第 128 号 平成 26 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 128 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 128 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 129 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 9、議案第 129 号 平成 26 年度大山町一般会計補正予算(第 7 号)を議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 129 号 平成 26 年度大山町一般会計補正予算（第 7 号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,523 万 9,000 円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ 102 億 5,808 万 5,000 円とするものであります。

本案は、歳出につきましては 12 月 14 日に実施されます第 47 回衆議院議員総選挙及び第 23 回最高裁判所裁判官国民審査の経費を計上いたしてございまして、歳入につきましては、県支出金 1,227 万 3,000 円、繰越金 296 万 6,000 円を計上いたしているところでございます。

以上で、議案第 129 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 129 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 129 号は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長（野口 俊明君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は、全部終了しました。会議を閉じます。平成 26 年第 9 回大山町議会臨時会を閉会します。

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午前 10 時 4 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 加藤 紀之

署名議員 大原 広巳